

第 6 2 号議案

令和 2 年度における都市計画税の税率の特例に関する条例の制定について

令和 2 年度における都市計画税の税率の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

令和 2 年度における都市計画税の税率の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている納税者の負担の軽減を図るための措置として、令和 2 年度分の都市計画税の税率の特例を定めることにより、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図り、もって将来の地域経済の発展に資することを目的とする。

(都市計画税の税率の特例)

第 2 条 令和 2 年度分の都市計画税の税率は、豊川市市税条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 4 号）第 1 3 5 条の規定にかかわらず、1 0 0 分の 0 . 2 とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日までの間において規則で定める日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている納税者の負担の軽減を図るための措置として、令和2年度分の都市計画税の税率の特例を定めることにより、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図り、もって将来の地域経済の発展に資するため必要があるからである。